

農協改革について

○農協改革の経緯	1	○生産資材の流通構造（肥料）	10
○農協の現状	2	○生産資材の流通構造（農薬）	11
○農協を取り巻く環境の変化	3	○生産資材の流通構造（農業機械）	12
○農協法改正の全体像	4	○生産資材の流通構造（配合飼料）	13
○農協改革の基本的な考え方	5	○農産物の流通構造（青果物）	14
○農協の組織	6	○農産物の流通構造（米）	15
○農協への期待	7		
○独禁法の農協への適用について	8		
○従来の経済事業運営の基本的考え方	9		

農協改革の経緯等について

平成26年5月

農業改革に関する意見(規制改革会議)

平成26年6月

規制改革に関する第2次答申(規制改革会議)

〈農業委員会、農地を所有できる法人、農協の在り方等の見直しを提言〉

平成26年6月

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(与党とりまとめ)

「日本再興戦略 改訂2014」閣議決定

「規制改革実施計画」閣議決定

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂決定

平成27年4月

農協法等の改正法案を国会に提出

平成27年9月

農協法等改正法の公布

平成28年4月

農協法等改正法の施行

農協の現状

農協数	(昭和35年) (平成27年) 12,050 → 679	それぞれの農協は自立して創意工夫で自由に 経営展開できる状況 現に、創意工夫して農産物販売等を行っている 農協も存在
職員数	(平成5年ピーク) (平成25年) 30万人 → 21万人 <small>うち 販売+営農指導 14% 信用+共済 46%</small>	農産物販売等に優秀な人材をシフトする必要
組合員数	(昭和35年) (平成25年) 正組合員 (農業者) 578万人 → 456万人 准組合員 (地域住民) 76万人 → 558万人 <small>70歳以上の正組合員 比率 4割超</small>	世代交代が進めば農協の事業シェアは更に低下 する可能性 次世代の農業者が積極的に利用するような農協 にしていくことが必要
農協の シェア	(昭和60年) (平成25年) 米の販売 66% → 51% 飼料の購入 51% → 28%	
収支構造	JAの平均値 (平成25年) 信用 +3.7億円 共済 +2.0億円 経済等 ▲2.1億円 合計 +3.7億円 <small>個別JAをみれば経済事業でプラス になっているところが2割</small>	経済事業(農産物販売・生産資材調達)で農業者 にメリットを出しつつ、経営を安定させていくことが 必要
農業者の 期待	アンケート (平成25年) 販売力の強化を求める声 79% 資材価格の引下げを求める声 80%	正組合員である農業者の声に応えていく必要

農協を取り巻く環境の変化

	農協法制定当時(昭和22年)	現在
食料の需給状況	<ul style="list-style-type: none"> ○不足基調 ・米は国が全量買い入れる食管制度 (農協の役割は集荷と国への引渡し) ・野菜等は市場で公平に分配 (農協の役割は集荷と市場への出荷) 	<ul style="list-style-type: none"> ○過剰基調 ・消費者・実需者のニーズに対応しなければ有利に販売できない (米も民間流通)
農業者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○農地解放直後で、 各農家の経営規模は均質(1ha弱) 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な担い手農業者と小規模な兼業農家に階層分化 ・担い手農業者を含めた農業者のニーズに対応しなければ地域農業は発展しない ・担い手農業者にメリットがあれば、農業者全体にメリットがあるはず

農協法改正の全体像

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする
【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

法改正の内容

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行**する
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会**（自律的な組織）に移行する

全農

- その**選択により、株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

農協改革の基本的な考え方

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協 が

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得を向上させるようにすることが改革の基本

連合会等 は

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートしていくことが基本